

江府町地域情報通信基盤工事分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町の地域情報通信基盤に係る機器等の新設、移設及び撤去工事に要する経費として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定により、町が徴収する分担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 別表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) クロージャ 光ケーブル幹線から建物へ引き込むための分岐点をいう。
- (2) ドロップケーブル クロージャから建物外壁まで引込む光ケーブルをいう。
- (3) キャビネット 建物外壁に取り付けドロップケーブルを接続する箱をいう。
- (4) インドアケーブル キャビネットから接続する屋内用光ケーブルをいう。
- (5) 屋内機器 建物内に設置するホームゲートウェイやONUといった光ケーブルの接続機器をいう。

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、別表の工事に要する標準工事費とする。

(分担金の賦課及び徴収)

第4条 町長は、別表の工事をしようとする個人又は法人、団体（以下「利用者」という。）に前条に定める分担金の額を賦課し、当該利用者から徴収するものとする。

2 分担金は、工事後に実費を一括して徴収するものとする。

(分担金の納期)

第5条 分担金の納期は、町長が発行する納付通知書兼領収書に記載された期日とする。

(分担金の減免)

第6条 町長は、特に必要があると認めたときは、分担金を減額又は免除することができる。

(分担金の不還付)

第7条 町長は、納めた分担金は還付しない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

この条例は、令和6年4月1日から施行する

別表(第3条、第4条関係)

種	名 称	内 容
新 設	全新設	ドロップケーブルからホームゲートウェイまですべて新たに設置する工事
	屋内機器	屋内機器を新たに設置する工事
	屋内設備	インドアケーブル及び屋内機器を新たに設置する工事
	導通試験	一度撤去した機器を再設置し、設定する工事
改 修	キャビネット 移設	引込経路の変更等のためキャビネットを移設しドロップケーブルとインドアケーブルを張替する工事
	ドロップ張替	引込経路の変更等のためドロップケーブルを張替する工事
	ドロップ短縮	引込経路の変更等のためドロップケーブルを短縮する工事
	屋内移設	インドアケーブル及び屋内機器を移設する工事
簡易工事	ホームゲートウェイの設定変更又はホームゲートウェイの簡易な場所変更等の工事	
撤 去	ケーブル	ドロップケーブルからインドアケーブルまでを撤去する工事
	屋内設備	インドアケーブル及び屋内機器を撤去する工事
	全撤去	ドロップケーブルからホームゲートウェイまですべて撤去する工事